

第 5 号 議 案

令和 7 年 4 月 22 日
総 務 課
任 用 給 与 課

東京都人事委員会規則の一部改正について

標記の件について、下記の東京都人事委員会規則を別添のとおり改正し、施行する。

記

東京都人事委員会規則の一部改正

- 1 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則
- 2 東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

1 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

派遣先法人の追加に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容								
別 表 第 一 (条例第2条関係)	【派遣先団体の追加に伴う規定整備】 ○ 別表第一（公益的法人） ・ 公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会 <table border="1"> <tr> <td>団体名</td><td>公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会</td></tr> <tr> <td>申請者</td><td>東京都知事</td></tr> <tr> <td>都事業との 関連性及び 職員派遣の 必要性</td><td> <設立経緯> 愛知県・名古屋市が、令和8年に開催される第20回アジア競技大会、第5回アジアパラ競技大会の開催地に決定したことに伴い、平成31年5月に設立された法人である。設立者は、愛知県、名古屋市、公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）の3者で、当初、一般財団法人として設立された。アジア競技大会は、アジア各国からトップレベルの選手が集うアジア最大規模のスポーツの祭典であり、スポーツを通じてアジア各国との交流を一層深める機会となることに加え、国民のスポーツに対する関心を高め、日本全体のスポーツの振興に大きく寄与するものと考えられるなど、愛知・名古屋地域のみならず、日本全体にとって非常に大きな意義があるとして、令和2年、内閣府からの公益認定に伴い、公益財団法人に移行した。 <都事業との関連性> 第20回アジア競技大会は、都内の2施設（東京アクアティクスセンター（競泳・飛込）、JRA馬事公苑（馬術））においても競技の実施が予定されており、当法人及び愛知県、名古屋市に対して、東京都は、競技会場が所在する自治体として、大会の円滑な準備及び運営に協力していくこととしている。 都内において国際スポーツ大会が開催され、成功を収めることは東京のスポーツ振興及び都市のプレゼンス向上、賑わい創出につながり、「2050 東京戦略～東京もっとよくなる～」で掲げている「スポーツフィールド・東京」の実現に資するものであることから、当法人で実施する事業は、都の政策目標とも合致し、都事業とも密接に関連を有する。 <職員派遣の必要性> 愛知県、名古屋市、公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）の3者により設立された公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会は、都内でも競技、会場施設の確保・環境整備、大会関係者の輸送・交通・セキュリティ・医療サービスといった、多岐にわたる事業を運営する。それぞれの事業を準備・運営するに当たり、スポーツ推進本部をはじめ、都庁各局を含む各関係機関との連絡調整や連携・協力が必要不可欠であることから、都職員を当法人に派遣することで、大会開催準備及び運営を円滑に行うことができる。 </td></tr> <tr> <td>都出資比率</td><td>—</td></tr> </table>	団体名	公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会	申請者	東京都知事	都事業との 関連性及び 職員派遣の 必要性	<設立経緯> 愛知県・名古屋市が、令和8年に開催される第20回アジア競技大会、第5回アジアパラ競技大会の開催地に決定したことに伴い、平成31年5月に設立された法人である。設立者は、愛知県、名古屋市、公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）の3者で、当初、一般財団法人として設立された。アジア競技大会は、アジア各国からトップレベルの選手が集うアジア最大規模のスポーツの祭典であり、スポーツを通じてアジア各国との交流を一層深める機会となることに加え、国民のスポーツに対する関心を高め、日本全体のスポーツの振興に大きく寄与するものと考えられるなど、愛知・名古屋地域のみならず、日本全体にとって非常に大きな意義があるとして、令和2年、内閣府からの公益認定に伴い、公益財団法人に移行した。 <都事業との関連性> 第20回アジア競技大会は、都内の2施設（東京アクアティクスセンター（競泳・飛込）、JRA馬事公苑（馬術））においても競技の実施が予定されており、当法人及び愛知県、名古屋市に対して、東京都は、競技会場が所在する自治体として、大会の円滑な準備及び運営に協力していくこととしている。 都内において国際スポーツ大会が開催され、成功を収めることは東京のスポーツ振興及び都市のプレゼンス向上、賑わい創出につながり、「2050 東京戦略～東京もっとよくなる～」で掲げている「スポーツフィールド・東京」の実現に資するものであることから、当法人で実施する事業は、都の政策目標とも合致し、都事業とも密接に関連を有する。 <職員派遣の必要性> 愛知県、名古屋市、公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）の3者により設立された公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会は、都内でも競技、会場施設の確保・環境整備、大会関係者の輸送・交通・セキュリティ・医療サービスといった、多岐にわたる事業を運営する。それぞれの事業を準備・運営するに当たり、スポーツ推進本部をはじめ、都庁各局を含む各関係機関との連絡調整や連携・協力が必要不可欠であることから、都職員を当法人に派遣することで、大会開催準備及び運営を円滑に行うことができる。	都出資比率	—
団体名	公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会								
申請者	東京都知事								
都事業との 関連性及び 職員派遣の 必要性	<設立経緯> 愛知県・名古屋市が、令和8年に開催される第20回アジア競技大会、第5回アジアパラ競技大会の開催地に決定したことに伴い、平成31年5月に設立された法人である。設立者は、愛知県、名古屋市、公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）の3者で、当初、一般財団法人として設立された。アジア競技大会は、アジア各国からトップレベルの選手が集うアジア最大規模のスポーツの祭典であり、スポーツを通じてアジア各国との交流を一層深める機会となることに加え、国民のスポーツに対する関心を高め、日本全体のスポーツの振興に大きく寄与するものと考えられるなど、愛知・名古屋地域のみならず、日本全体にとって非常に大きな意義があるとして、令和2年、内閣府からの公益認定に伴い、公益財団法人に移行した。 <都事業との関連性> 第20回アジア競技大会は、都内の2施設（東京アクアティクスセンター（競泳・飛込）、JRA馬事公苑（馬術））においても競技の実施が予定されており、当法人及び愛知県、名古屋市に対して、東京都は、競技会場が所在する自治体として、大会の円滑な準備及び運営に協力していくこととしている。 都内において国際スポーツ大会が開催され、成功を収めることは東京のスポーツ振興及び都市のプレゼンス向上、賑わい創出につながり、「2050 東京戦略～東京もっとよくなる～」で掲げている「スポーツフィールド・東京」の実現に資するものであることから、当法人で実施する事業は、都の政策目標とも合致し、都事業とも密接に関連を有する。 <職員派遣の必要性> 愛知県、名古屋市、公益財団法人日本オリンピック委員会（JOC）の3者により設立された公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会は、都内でも競技、会場施設の確保・環境整備、大会関係者の輸送・交通・セキュリティ・医療サービスといった、多岐にわたる事業を運営する。それぞれの事業を準備・運営するに当たり、スポーツ推進本部をはじめ、都庁各局を含む各関係機関との連絡調整や連携・協力が必要不可欠であることから、都職員を当法人に派遣することで、大会開催準備及び運営を円滑に行うことができる。								
都出資比率	—								

	【参考】 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例（抄） （職員の派遣） 第2条 任命権者は、次項に定める団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため職員を派遣することができる。 2 法第2条第1項に規定する条例で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する団体で、人事委員会規則で定めるものとする。 一 都が出資し、若しくは補助金、負担金その他これに準ずるものを支出し、又は事業の委託若しくは役員の派遣を行っている団体 二 地方行政に資する事業を広域的に行っている団体 三 <u>公共の利益の増進を目的とする事業を行っている団体で、都がその事業に参画し、又は協力することが、都の施策の推進に有益と認められるもの</u>
施 行 期 日 附 則	令和7年5月19日

2 東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

上記 1 の規則改正による団体追加等を踏まえ、所要の改正を行う。

項 該 目 文	内 容
別 表 第 一 (第 9 条関係)	【都の事務又は事業と密接な関連を有する業務を行う団体の追加に伴う規定整備】 ○ 別表第一（公益的法人） ・ 公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会
施 行 期 日 附 則	令和 7 年 5 月 19 日

規 則 等 改 正 案 文 一 覧

～ 目 次 ～

- 1 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（2 頁）
- 2 東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則（3 頁）

公益的法人等への東京都職員のパ遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年 月 日

東京都人事委員会

● 東京都人事委員会規則第 号

公益的法人等への東京都職員のパ遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への東京都職員のパ遣等に関する規則（平成十四年東京都人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「金融経済教育推進機構」を

「金融経済教育推進機構
公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジ

アパラ競技大会組織委員会」に改める。

附 則

この規則は、令和七年五月十九日から施行する。

東京都職員 の 退職管理に 関する 規則の 一部を 改正する 規則を 公布する。

令和 七年 月 日

東京都 人事 委員会

● 東京都 人事 委員会 規則 第 号

東京都 職員 の 退職管理に 関する 規則の 一部を 改正する 規則

東京都 職員 の 退職管理に 関する 規則（平成 二十八年 東京都 人事 委員会 規則 第十一号）の 一部を 次の ように 改正する。

別表 第一中 「金融 経済 教育 推進 機構」を

「金融 経済 教育 推進 機構
公益 財団 法人 愛知・名古屋 アジア・アジ

ア パラ 競技 大会 組織 委員会」 に 改める。

附 則

この 規則は、 令和 七年 五月 十九日 から 施行する。

規則等改正新旧対照表

～ 目 次 ～

- 1 公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（2頁）
- 2 東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則（3頁）

公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する規則（平成十四年東京都人事委員会規則第一号） 新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第三条まで（現行のとおり） 別表第一（第二条関係） 一般財団法人G o v T e c h東京から危険物保安技術協会まで（現行のとおり） 金融経済教育推進機構 公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会 公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所から日本消防検定協会まで（現行のとおり） 別表第二（現行のとおり）	第一条から第三条まで（略） 別表第一（第二条関係） 一般財団法人G o v T e c h東京から危険物保安技術協会まで（略） 金融経済教育推進機構 （新設） 公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所から日本消防検定協会まで（略） 別表第一（略）

東京都職員の退職管理に関する規則（平成二十八年東京都人事委員会規則第十一号） 新旧対照表（抄）

改正案	現行
第一条から第二十三条まで（現行のとおり） 別表第一（第九条関係） 一般財団法人G o v T e c h東京から危険物保安技術協会まで（現行のとおり） <u>金融経済教育推進機構</u> <u>公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会</u> 公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所から日本消防検定協会まで（現行のとおり） 別表第二（現行のとおり） 別記第一号様式から第三号様式まで（現行のとおり）	第一条から第二十三条まで（略） 別表第一（第九条関係） 一般財団法人G o v T e c h東京から危険物保安技術協会まで（略） <u>金融経済教育推進機構</u> <u>（新設）</u> 公益財団法人後藤・安田記念東京都市研究所から日本消防検定協会まで（略） 別表第一（略） 別記第一号様式から第三号様式まで（略）